**平成３１年度事業計画**

社会福祉法人　　春　秋　会

**理　　　　念**

「地域の高齢者福祉の需要に応え、社会福祉の進展に寄与する」

**運　営　方　針**

1. 利用者の人権の尊重と平和な生活空間の提供
2. やさしい笑顔での介護
3. 開かれた施設作り（情報公開等の推進）

**事　業　内　容**

1. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
2. 短期入所生活介護事業・予防短期入所生活介護事業ショートステー）
3. 地域密着型通所介護・予防通所介護事業（デイサービス）
4. 訪問介護事業・指定予防訪問介護事業（ホームヘルプサービス）
5. 指定居宅介護支援事業

**市　委　託　事　業**

1. 岩槻区北部圏域地域包括支援センター松鶴園

目　　　　次

1. 本部　　　　　　　　　　　　　　－ 1－
2. 介護老人福祉施設　　　　　　　　－ 2－
3. 短期入所生活介護　　　　　　　　－ 6－
4. 訪問介護　　　　　　　　　　　　－ 7－
5. 地域密着型通所介護　　　　　　　－ 7－
6. 居宅介護支援事業所　　　　　　　－ 8－
7. 地域包括支援センター　　　　　　－ 9－

**第１.　本部**

1. 理事会の開催

第１回　　平成３１年　６月　　　　決算理事会

第２回　　平成３２年　３月　　　　補正予算理事会

予算理事会

1. 評議員の開催

第１回　　平成３１年　６月　　　　決算評議員会

　　　　　 第2回　　平成３２年　３月　　　　予算評議員会

1. 監事監査の開催

平成３１年　６月　　　　決算監事監査

1. 登記

平成３１年　６月　　　　資産総額変更登記

5、　地域公益事業

　　　　　　　　地区社会福祉協議会、地元自治会等への介護者教育室の無料貸出

**第2.　介護老人福祉施設**

1. 目標
2. 利用者様の人権を尊重し、敬う接遇を心掛けると共に、利用者様が安全且つ安心され日常生活を過ごして頂けるよう努める。
3. 利用者様個々の自立支援に向けた個別援助計画に沿い各職種が相互に連携を図り、統一された処遇及び援助に努める。
4. 入所受け入れ体制を整えスムーズな入退所を実施することにより、稼働率目標は100％を目指す。
5. 介護士実施内容
	1. 利用者様が安全かつ安心して過ごせるように留意し、温かい配慮と笑顔の介護を実践する。
	2. 事故発生時の迅速な対応。再発防止に向けた見直しと研修及び演習。
	3. 利用者様個々の状態と共有化を行い、統一且つ充実した援助に繋げる。
6. 看護師実施内容
7. 医療体制の機能、維持、確率
8. 専門知識の質の向上
9. 他職種との迅速な対応、
10. 栄養士実施内容（短期入所生活介護・通所介護も準ずる）。

（1）栄養ケア計画の作成と実施（入居者のみ）

（2）適時・適温での食事提供及び衛生管理と食中毒の予防と防止

（3）喫食者への栄養・食健康情報の提供と伝統食・行事食の提供

（4）利用者様の年齢に適した食品選択と個別の療養食提供への支援を強化していく

1. 相談員実施内容
	1. 利用者様が安全且つ安心され日常を過ごして頂けるよう、他職種と連携を図りながら援助に努める。
	2. 利用者様、ご家族等からの要望、苦情等の相談については誠心誠意、迅速な対応をもち、解決に努める。
	3. 利用者様の健康を保つため、嘱託医、看護職、介護職と相互に連携を図り、又、施設と医療機関との連携を深め、情報を収集しご家族、他職種へ繋げる。
	4. 施設入所の受入れは取扱規定、評価基準に則り申込受付を行い、円滑に入所手続へ繋がるよう努める。
	5. 施設退所される際には、利用者様、ご家族の希望、又、退所後に置かれる環境等を配慮し、円滑な退所となるように援助に努める。
	6. 地域社会との交流の一環として地域催し物への参加と、ボランティアの受入れを円滑に図る。

６、施設介護支援専門員

(1)　利用者様、ご家族の要望等、及び各職種より情報を収集し、個々の自立支援に向けた援助計画を作成し、各職種が共有し統一された処遇、援助に繋げる。

７、委員会・係会活動

（1）入所検討委員会　　：施設長、第三者委員、主任生活相談員、介護主任、看護主任にて構成し、入所検討を行う。

（2）給食委員会　　　　：1階：利用者様の日々の変化に注意し、個々に柔軟性を持った対応に努める。食の楽しみを感じてもらえる介助を行っていく。

2階：利用者様の状況、食事摂取時の変化をしっかり把握し確認することで早期の対応に努める。

（3）ｻｰﾋﾞｽ評価委員会 　：各フロアでの問題点を早期に検討、改善を行い、統一されたサービスの提供に努める。

（4）入浴委員会　　　　：1階:利用者様のＡＤＬに合わせて安全で快適な入浴行う。

2階:１　利用者様の状態に合わせた無理が無く快適な入浴を目指す。

２　事故が無いよう利用者様の安全な入浴に努める。

３　浴室の整理整頓、清潔化に努める。

（5）排泄委員会　　　　：1階：個々の状況及び状態を把握し、職員間で情報を共有化し、統一した介助を行えるように努める。ﾄｲﾚなど、環境面での清潔を保つ。

2階： 利用者様の状況を把握し、情報の共有化を実施し、個々に合わせた最適な介助を心掛ける。

（6）環境美化委員会　　：1階：快適な空間を提供できるよう、生活用具、住空間の清潔と整理整頓を常に行い、環境の美化に努める。

2階：1　昨年度に作成した加湿方法の基礎に沿って加湿の徹底をし、風邪や感染症の予防に努める。

2　介護スタッフ室、居室の清掃の徹底。

１階・２階共通・・居住棟消毒（10月）

（7）身体拘束廃止委員会：月一回委員会部会にて日常ケアの見直しを行い「拘束をしない介護」の工夫を検討。緊急止むを得ず身体拘束をする場合は委員会による緊急カンファレンスの開催。夜間時等責任者不在の場合は、責任者に連絡の上指示を仰ぎ翌日カンファレンスの開催。部会において日々の記録を元に拘束内容を廃止に向け検討を行い、委員会において検討決定を行う。

（8）衛生委員会　　　 ：各部門の責任者、産業医で構成。月一回の定期開催を通し、法人全体の職場環境について検討を行う。

（9）感染症予防委員会 ：6月・12月・2月と定めて委員会を開催する。また、発生時に於いては感染症予防指針に則り随時開催し対策を講じ感染症の蔓延を防ぐ。

（10）事故発生予防委員会：事故発生の防止及び発生時対応の指針に則り、ヒヤリハット事例の検討、状況報告書の事例、事故報告書の事例の検討、月1回委員会を開催する。対策等講じた際に事故防止対策委員会に報告を行い、改善策等の周知徹底を図る。

（11）褥瘡予防対策委員会：褥瘡予防対策に関する基本方針に則り、月1回の給食委員会を審議機関とし褥瘡防止対策の委員会を開催し褥瘡予防を図る。

８、施設内研修計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施予定日 | 研修名 | 対象職員 | 担当 |
| 平成31年4月 | 虐待防止研修 | (職員全体会議) | 全職員 | 施設長 |
| 平成31年5月 | 事故防止研修 | (特養全体会議) | 特養職員 | 事故防止委員会 |
| 平成31年6月 | 感染症予防研修 | (特養全体会議) | 特養職員 | 感染症予防委員会 |
| 平成31年7月 | 身体拘束廃止研修 | (特養全体会議) | 特養職員 | 身体拘束廃止委員会 |
| 平成31年8月 | 救急対応研修 | (単体にて開催) | 全職員 | 施設長 |
| 平成31年9月 | 避難訓練 | (単体にて開催) | 全職員※宿直・夜勤者 | 事務長 |
| 平成31年10月 | 身体拘束廃止研修 | (特養全体会議) | 特養職員 | 身体拘束廃止委員会 |
| 平成31年11月 | 感染症予防研修 | (特養全体会議) | 職員 | 感染症予防委員会 |
| 平成31年12月 | 事故防止研修 | (特養全体会議) | 特養職員 | 事故防止委員会 |
| 平成32年1月 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 平成32年2月 | 避難訓練 | (単体にて開催) | 全職員※宿直・夜勤者 | 事務長 |
| 平成32年3月 | 褥瘡予防研修 | (特養全体会議) | 特養職員 | 褥瘡予防委員会 |

９、防災管理

　　　社会福祉法人春秋会の防災計画に則り計画する。

（1）目標　：利用者様の生命及び財産の安全確保と災害発生時の迅速な対応を図る。

（2）実施内容：ア、防災訓練・自主点検・防災教育の実施

１０、施設管理・環境整備

（1）目標　　：利用者様が快適に過ごせるように、管理、整備を迅速に行う。

（2）実施内容：ア、年間行事計画通りの点検、掃除、検査の実施

イ、修理の迅速対応

ウ、機器、車輌、保険管理の実施

１１、年間行事計画

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施月 | 施設行事 | 地区行事等 | 健康管理 | 栄養・調理 | 防災管理 | 施設管理・環境整備 |
| ４月 | 桜の花見 |  |  | 開園記念弁当 |  | 電気設備点検 |
| ５月 | ピクニック |  |  | 端午の節句弁当 | 防災設備点検 | 全館害虫駆除ガラス清掃 |
| ６月 | 運動会 |  | 利用者健診 |  | 防災自主点検 | 業者清掃厨房排水掃除業者床清掃 |
| ７月 | 七夕流しそうめん |  | 利用者健診介護職健診 | 七夕行事土用の丑 |  |  |
| ８月 | 花火大会 |  |  | 自主点検 |  | ﾚｼﾞｵﾈﾗ菌検査 |
| ９月 | 敬老会 |  |  | 敬老の日お祝い膳おはぎおやつ | 防災訓練　　　　　(夜間想定） | 業者床清掃厨房排水掃除ｶｰﾃﾝ交換 |
| １０月 | 文化祭（作品展）ピクニック |  | 居住棟消毒大腸癌健診 |  |  | 浴槽水質検査 |
| １１月 |  |  | ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ予防接種 | 握り寿司 | 防災設備点検 | 全館害虫駆除ガラス清掃 |
| １２月 | クリスマス会 |  |  | ｸﾘｽﾏｽ会献立年越し蕎麦 |  | 業者床清掃・厨房排水掃除 |
| １月 | 年頭挨拶初詣 |  | 全職員健診 | おせち料理七草粥 |  |  |
| ２月 | 節分 |  |  | ﾊﾞﾚﾝﾀｲﾝﾃﾞｰおやつ節分御祝い弁当握り寿司 | 防災訓練(夜間想定） | 受水槽点検 |
| ３月 | ひな祭り |  |  | ひな祭り弁当ﾎﾜｲﾄﾃﾞｰおやつおはぎおやつ |  | 業者清掃厨房排水掃除　受水槽清掃・業者床清掃 |
| 備考 | 毎月第1・3月曜：外出デー毎月第4土曜：誕生会毎月第1火曜：美容室毎月第1･2月曜：理容室毎月第3日曜：移動パン毎月：特養全体会議給食会議身体拘束会議事故発生予防委員会衛生委員会3ヶ月に一回：感染症予防委員会適宜開催：研修委員会　　　　　サービス評価委員会入所判定会議環境美化委員会排泄・入浴委員会新人職員研修 | ※肺炎球菌予防接種　（該当入居者随時）・毎週木曜日：　嘱託医診察・毎週月曜日：訪問歯科・体重・体温・血圧測定：月1回・全体会議・勉強会 | ・毎月1回：おにぎりの日・毎月3回：選択メニュー・毎月1回：ｻﾝﾄﾞｲｯﾁの日・毎月1回第4土曜日：誕生日献立 |  | 毎月検査電気保安点検エレベーター毎週1回：一般浴清掃毎週2回：第1やまぶき清掃火曜・金曜 |

1２、ボランティア活動・クラブ活動

　　クラブ活動

・いきいきクラブ・体操クラブ・手工芸クラブ・うたごえクラブ

　　ボランティア協力によるクラブ活動

　　　・生け花クラブ・書道クラブ・折り紙クラブ

　　ボランティア活動（レクレーション他）

　　　・恵月会（毎月第４木曜）・琴ぐるーぷたちばな（毎月第3水曜）

　　　・コーロドルチェ（1,4,7,10月第４土曜）・槻の森混声合唱団（2.5.8.11月第４土曜）・ハーモニカ・サックス個人（大友先生）（不定期）・北部ハーモニカ（ﾊｰﾓﾆｶ）、折り紙（石塚先生）（第1木曜日）・謡玉会（不定期）・やつはし会（不定期）・カトレア（生け花）

　　ボランティア活動（洗濯たたみ他）

　　　・長生会・たんぽぽ会・つくしの会・傾聴ボランティアみかん・仲良し会

　　　・岩槻区シニアクラブ女性部（ディサービス）・個人ボランティア（伊藤様・塚越様・蓜島様・関根南様・柿崎様）

**第3.　短期入所生活介護**

　1、目標

1. 利用者様が在宅生活での生活を、継続的に維持できるよう、介護支援専門員、利用者様、ご家族等より情報、要望等を収集し在宅での生活に近い日常生活動作がとれるよう援助に努める。
2. 安全な又安心できる環境を提供し利用者様の人権を尊重し敬う接遇に努める。
3. ご家族の介護負担が軽減されるよう、介護支援専門員、ご家族からの要望に応えられるサービスを目指す。

　2、介護士実施内容

（1）希望に添える介護の提供。

（2）身だしなみ、更衣の確認と実施。

（3）利用時、持込物品の徹底管理。

　3、看護師実施内容

　（1）専門的知識、経験を基に早期対応

　（2）他職種との協働、個別処遇の考え

　4、栄養士実施内容

　（1）特別養護老人ホームに準ずる。

5、相談員実施内容

（1）介護支援専門員、ご家族等より情報及び要望等を得、個別援助計画に取り入れ個々の自立支援が図れるよう、各職種との連携を密に取り援助支援に努める。

（2）在宅での生活が維持できるように、ご家族、介護支援専門員へ利用中の状況を提供し情報を共有する。

（3）円滑な入退所を図るために介護支援専門員、家族、他職種との連絡調整に努める。

（4）緊急時には、他職種との連携を図りながら医療機関、ご家族、介護支援専門員へ迅速に連絡を取り対応に努める。

（5）交通ルールに則り安全な送迎に徹する。

（6）送迎時において、失礼のない態度を示し気持ちの良い挨拶に努める。

（7）苦情発生時においては、誠心誠意、迅速な対応に努める。

**第4.　訪問介護**

1、目標

　　利用者様ができる限り自分らしく在宅生活を送れるよう支援する。

2、実施内容

（1）利用者様の心身の状況の変化を把握する。

（2）生活の質が維持できるよう見守りながら支援する。

（3）利用者様と訪問介護計画書を共有できるサービスの実施

（4）苦情発生時には誠意をもって迅速な対応をする。

**第5.　地域密着型通所介護**

1、目標

　　　　　地域密着型通所介護として住み慣れた地域で安心して生活ができ、在宅での生活がより充実して送れるよう個別のニーズを把握したサービス提供及び自立支援に努める。利用者様及びご家族の意思を尊重しながら個々に適したきめ細やかサービス提供を目指す。

2、実施内容

1. 居宅介護計画に基づきながら個々のニーズに応じた通所介護計画を立案し、個別援助計画に沿ったサービス提供を実践する。
2. 地域密着型通所介護として可能な限り利用者様やご家族のニーズに柔軟に対応する。安心して過ごせる空間、安全で快適な環境を整え、個々の心身の状態に適した介護を行う。
3. 定期的なミーティングと引き継ぎノートを活用し、利用者様に関する共通の認識と情報の共有化を図り、統一した介護を行う。
4. アクティビティ活動では身体機能の維持、向上を図れるような内容をバランスよく取り入れ、実施する。また、四季折々の行事活動の充実を図る。
5. 定期的な送迎コースの見直しを図り、効率性を高めると共に安全な送迎に徹する。
6. 苦情の受付相談、原因調査、分析、記録を行い、再発防止策を講じる。
7. 運営推進会議を開催し、提供しているサービス内容等を明らかにすることで地域に開かれたサービス及びサービスの質の向上を図る。

3、年間行事計画

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４月 | お花見 | ８月 | 室内縁日 | １２月 | クリスマス会 |
| ５月 | 外気浴 | ９月 | 敬老会 | １月 | 書初め |
| ６月 | 運動会 | １０月 | 外気浴 | ２月 | 節分 |
| ７月 | 七夕 | １１月 | 防災訓練 | ３月 | ひな祭り |

**第６.　居宅介護支援事業所**

　1、目標

　　　介護保険が目指す高齢者の尊厳を保持し自立支援を進める在宅生活の実現に寄与する。

　　　特定事業所の継続により質の高いケアマネージメントを提供できるよう努める。

2、実施内容

1. 利用者様や介護者からの相談援助
2. 介護保険に関わる書類の申請代行
3. 自立生活支援の理念に基づいた介護サービス計画書の作成

・介護支援専門員1人当たり：39件（要支援含む）

1. サービス担当者会議の開催
* 新規、更新プラン変更時
1. モニタリングの実施
* 利用者様やサービス利用の状況把握（毎月１回以上の訪問）
* 課題に応じた迅速な対応
* サービス事業者からの状況報告を受ける。
1. 認定調査
2. 関係機関との連絡調整
* 行政、民生委員との連携
* 包括支援センターからの困難事例対応
* 医療連携の強化(退院時のカンファレンス出席等）
1. 定例会議開催

・年間研修計画に基づき週1回の会議を行なう

　（処遇困難ケース　事例検討　ケアマネージメントに対する技術等）

・年間研修計画に基づき週1回の会議を行なう

・外部研修会への参加

　（ケアマネ支援会議　他法人との事例検討会　レベルアップ研修　専門研修等）

・毎朝のミーティング

　（前日の報告　当日予定の確認　課題に対するカンファレンス等）

（9）　社会資源の把握と開拓

　　・特定事業所集中減算の対象にならないよう留意する。

　　　（各施設等の見学・情報収集）

3、運営概要

　　　（1）職員体制

 　・常勤専従４名（管理者　主任介護支援専門員含む）

　　　（2）体制加算

 　・特定事業所加算Ⅱ

　　　（3）営業日・営業時間

 　・年中無休（8：30～18：00）

 　・緊急時は24時間電話連絡可能

**第７.　地域包括支援センター**

1、事業目的

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を図り、包括的に支援することを目的とします。

　2、運営方針

　　（1）事業の実施に当たっては、チームアプローチ方式により、それぞれの専門性を活用し、医療、福祉、その他の関係機関と連携を図り、高齢者の支援に取り組みます。

　　（2）公平性・中立性を維持しながら、地域の実情を踏まえた上で、総合的な地域支援体制、社会資源の開発、又は構築を目指します。

　3、営業日・営業時間

　　　営業日　　年中無休（年末・年始を除く）

　　　営業時間　8：30～18：00　夜間・早朝は母体施設の夜間当直にて対応し、適宜連絡を受ける。

　４、職員体制

管理者（主任介護支援専門員）　１名　　　主任介護支援専門員　2名

経験のある看護師　　　　　　　１名　　　社会福祉士　　　　　3名

高齢者生活支援コーディネーター１名　　　　　　　　　　　計　8名

　5、事業内容

　（1）総合相談支援業務

　　　・ 高齢者のあらゆるサービスに対応できる「ワンストップサービス」を実現すると共に迅速且つ安心できる対応を目指します。

* 民児協連絡会、地区社協会議等に出席し、情報交換や連携を図ります。
* 在宅介護支援センターとの連携強化に努め、在宅介護支援センターとの連携会議を開催します。（年３〜５回）
* 地域支援会議の開催（年3回）
* 高齢者生活支援推進会議を開催します。（随時）
* 圏域内の施設を活用し、歩いて集える場所に介護者サロン・認知症（オレンジ）カフェを開催します。また認知症（オレンジ）カフェを企画している圏域内の各施設と協同し、開設・運営を支援します。（年21回程度）
* 認知症の方への支援の為、認知症初期集中チームの岩槻区担当である大宮共立病院と連携を図ります。
* 圏域内（2箇所）のグループホームの運営推進会議、地域密着型特別養護老人ホーム、地域密着型通所介護の運営推進会議に出席します。（適宜）
* 独居高齢者等見守り対象者への支援を継続していきます。また高齢化率の高い団地の課題（孤独死、引きこもり等）について関係機関と連携し支援体制を整えます。

（2）権利擁護業務

* 成年後見人制度の活用推進の為、地域活動の場での周知活動を行います。また、個別相談、各関係機関からの相談事案に応じ、適宜制度に対する情報提供や申請にかかる支援を行います。
* 高齢者虐待に対する早期発見、防止に向けて、関係機関とのネットワーク構築、連携を図ります。
* 困難事例に対して、関係機関（福祉・医療等）との連携のもと、3職種の専門性を活かし、迅速に対応します。
* 消費者被害に関しては関係機関とも連携し、講座、学習会などを通して地域住民に啓発していきます。（年3回程度）
1. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
* 要支援対象者のケアプラン立案をします。
* 継続的ケアマネジメント業務を行っていきます。
* 介護支援専門員同士の連携強化及びスキルアップに向けて岩槻区ケアマネ支援会議（年3回）・北部圏域ケアマネ支援会議及び交流会（年3回〜5回）、及び民児協との情報交換会（年3回程度）を開催します。
* 介護支援専門員の個別支援を図っていきます。
1. 介護予防ケアマネジメント業務
* 転倒予防教室（サロン・自治会・地区社協・公民館事業等（約年８０回）・認知予防教室（サポーター養成講座含む）（年5回～６回）・講演・出前講座・勉強会など（地域や高齢者に関する問題について等）の継続。その他依頼に応じて随時対応していきます。
* 地域住民向けの広報活動（包括主催事業案内含む）適宜、行っていきます。
* 地域住民に配布したマップを社会資源の周知、広報に活用していきます。
* ロコモティブシンドローム、フレイル予防を推奨していきます。

(5)　高齢者生活支援体制整備事業

* 各地域（鹿室、裏慈恩寺等）に協議体を立ち上げ、いきいき健康体操をサポーターと協議し、地域住民の介護予防を推進していきます。
* 地域住民の中から地域活動の担い手となる人材を増やし、養成に努めます。
* 地域の社会資源である関係機関らと連携し地域支援事業を展開していきます。

(6)　いきいき健康体操をサポーターと協働して推進していきます。

(7)　関係機関と連携し地域支援事業を展開していきます。